2027年度 関東学院六浦中学校・高等学校 非常勤講師(英語科) 募集要項

法　人　名	学校法人　　関東学院		
法人所在地	〒236-8501　横浜市金沢区六浦東1-50-1		
学　校　名	関東学院六浦中学校・高等学校		
学校所在地	〒236-8504　横浜市金沢区六浦東1-50-1		
校　長　名	伊藤　多香子	人事担当	事務長　惣台　光範　（℡：045-781-2525）
学校紹介	1884年10月開校の横浜バプテスト神学校、私立中学関東学院の発展を受け、1953年創立のプロテスタント・バプテスト派の共学校	創　立	1953年3月
		課　程	普 通 科
		教　員	専任 64名　契約教諭 14名　非常勤 23名
		職　員	専任 3名 嘱託 9名 カウンセラー 3名
	交通 京浜急行 金沢八景 下車徒歩15分 追　　浜 下車徒歩13分	生徒数	中学　男339名　女154名 高校　男405名　女274名
採用教科	英語科		
採用予定	非常勤講師　2027年4月1日～2028年3月31日（※更新制度あり）		
人　　数	若干名		
業務内容	授業及び授業準備、試験作成・試験監督及び採点、成績処理、研修等		
応募条件	(1) 大学卒もしくは大学院修了（見込み可） (2) 中学校及び高等学校の教員免許状を有する者（見込み可） (3) キリスト教信徒、またはキリスト教を理解し、その教育に協力する者 (4) 本校教育基本方針に同意する者（http://www.kgm.ed.jpを参照） (5) 本校の英語教育(https://www.kgm.ed.jp/education/english.htmlを参照)に賛同し、主体的に関われる者 (6) 英検またはTOEICなどの英語の資格を有する者は、取得級等を明記すること		
提出書類	(1) 履歴書（写真貼付・自筆、メールアドレスも必ず記入のこと。） (2) 卒業・修了証明書（大学院修了者は学部のものも提出、見込み可） (3) 教員免許状（写し）または見込み証明書 (4) 成績証明書（大学院修了者は学部のものも提出、見込み可） ※上記(1)以外の書類が間に合わない場合には、ご相談ください。		
応募締切	**２０２６年１２月７日(月)　(必着)　郵送・持参可** **（封筒に「英語科（非常勤講師）応募書類在中」と朱記のこと）**		
書類送付先	〒236-8504　横浜市金沢区六浦東1-50-1　関東学院六浦中学校・高等学校　惣台光範 宛		
選　　考	(1) １次　書類選考 １次選考結果は郵送・メールまたは電話にて連絡 (2) ２次　面接(教科)・模擬授業・管理職面接 **２０２６年１２月１２日(土)**		
給与条件	本学院規程による		
特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和８年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。		

※応募書類は原則として返却致しません。個人情報については、採用についてのみ使用いたします。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。